

**5月7日に発生した「豚流行性下痢(PED)を疑う事例(1例目)」
について、確定診断の結果、PEDと確定しました。**

平成26年5月7日に発生した、県内の養豚場における「豚流行性下痢(PED)の発生を疑う事例(1例目)」について、東部家畜保健衛生所(以下、東部家保)において病理学的検査(免疫組織学的検査)を実施した結果、本日(5月8日)PEDと確定しましたのでお知らせします。

現在、県内の他の養豚場で本病を疑う事例は認められていません。

1 発生農場の概要

- (1) 農場所在地 中北地域
- (2) 飼養頭数 552頭(うち繁殖豚102頭、肥育豚300頭、子豚150頭)
- (3) 症状等 繁殖豚24頭、肥育豚82頭、子豚63頭に嘔吐・下痢、
死亡：子豚32頭

2 経緯

- (1) 5月6日19時、当該農場から西部家保へ通報。
- (2) 5月7日7時30分、東部家保においてPED遺伝子検査陽性を確認。(疑い事例の発生)
- (3) 5月8日18時、東部家保において免疫組織学的検査によりPEDと確定。

3 県の対応

- (1) 当該農場に、当面の間、豚の移動自粛を要請。
- (2) 豚舎及び車両等の消毒の徹底を指導するとともに、西部家保が出入り口に消毒ポイントを設置。
- (3) 県内養豚農場及び関係団体に対しては、発生情報等を周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守による病原体の侵入防止と早期通報の再徹底を実施。
- (4) 全養豚農家に消毒薬及び消石灰を配布終了。

【県民の皆様へ】

本病は豚特有の病気であり、人に感染することはありません。
また、感染した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません。

【報道機関へのお願い】

農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、
厳に謹んでください。

<お問い合わせ先>
山梨県農政部畜産課
安全・衛生担当 片山・内田
055-223-1608